

契約や
商品等で

困ったときは

相談
無料

和光市消費生活センターへ

市役所の6階、エレベーターを降りて右に進むと、和光市消費生活センターがあります。日常生活の中での契約や、商品等についての困りごと等、様々なご相談を受け付けています。お気軽にお電話、ご来訪ください。相談員がお待ちしております。

令和4年4月1日から
成年年齢が18歳に
引き下げられました。

 **048-424-9116** (直通)

月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
9時30分～12時 13時～16時

 **188** (消費者ホットライン)

月～金曜日/土日・祝日(年末年始を除く)

※市の消費生活センターの閉所時は、他の相談機関に繋がります。

インターネットで見つけた
マウスウォッシュが
初回限定お試し価格で
注文できるけど、ちょっと
心配。
どんなことに
気を付ければいいのか？

ゲームやライブの
動画配信で課金(投げ
銭)したいけど、どん
なトラブルがある
のかしら？



相談するときは・・・



相談内容を整理しておきましょう

- いつ、どこで、どんなきっかけで、何を、いくらで購入(契約)したかをメモにまとめておくと、わかりやすいです。

関係書類を手元に用意しましょう

- 業者の広告、チラシ、名刺、契約書、見積書、領収書、携帯電話画面などを保存して、相談しましょう。

なるべく本人が相談しましょう

- きっかけや、業者に言われたことなど、本人でないと問題点がわからない場合があります。

公式ツイッターはコチラから！



その警告画面・警告音は ニセ物かも！

だまされないで！

例 インターネットを利用していたら、突然、警告音が鳴り、画面に、ウイルス感染したとの警告画面が表示されて消えなくなった。表示された連絡先に電話すると、「ウイルスに感染しているので除去します。コンビニでギフトカードを買って、番号を伝えてください。」と言われたが、調べると強制終了で消えるニセ警告だった。

まず、信頼できる大人・先生・消費生活センターに相談するかIPA(※)のHPで調べる。

※IPA…独立行政法人 情報処理推進機構

警告画面に表示されているサポート窓口には電話をしない！

もし電話してしまっても、
①氏名や電話番号などの個人情報
を伝えない。
②ギフトカードや電子マネーを
購入しない。
③②のカード番号を教えない。

警告

©和光市

不明な警告が表示されたり、怪しい請求メールが届いたときは
下記へご連絡ください！！

・消費者ホットライン 188

・和光市消費生活センター 平日 9:30~12:00 13:00~16:00

048-424-9116(直通)

・朝霞警察署

048-465-0110

あわてずにまずは
相談を！

